交　対　協　第　５　号
令　和　４　年　５　月　６　日

静岡県交通安全対策協議会
各　実　施　機　関　・　団　体　　様

静岡県交通安全対策協議会会長
静岡県知事　川　勝　平　太

令和４年「夏の交通安全県民運動」に係る推進連絡会議の書面開催について（通知）

日頃、交通安全活動の推進につきまして、格別な御尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、７月に実施する「夏の交通安全県民運動」に係る推進連絡会議につきましては、一堂に会しての会議は開催せず、書面開催とさせていただきます。

同会議資料を下記のとおり送付しますので、交通安全活動に活用くださいますようお願いいたします。

記

配布資料

１　令和４年「夏の交通安全県民運動」に係る推進連絡会議書面開催資料

(1)　別添資料１「しずおか・安全横断３つの柱」

(2)　別添資料２「しずおか・自転車事故防止３つの柱＋１（プラスワン）」

２　令和４年「夏の交通安全県民運動実施要綱」

担　当：静岡県くらし・環境部県民生活局
くらし交通安全課 交通安全班　鈴木
電　話：054－221－2104
ＦＡＸ：054－221－5516
E-mail：kurashi-kotsu@pref.shizuoka.lg.jp

配布資料

令和４年５月６日

令和４年「夏の交通安全県民運動」に係る推進連絡会議（書面開催）資料

静岡県くらし交通安全課

１　概要

⑴　統一主要行事

期間中に県内一斉に行う行事とその日については、

○　運動初日広報街頭指導の日　　７月 11 日（月）
○　飲酒運転等危険運転根絶の日　　７月 15 日（金）
○　横断歩行者等安全対策強化の日　７月 19 日（火）

と設定しました。

この統一主要行事は、交通安全運動の重点として定めた事項を全県的に取り組むことにより、効果を高めるために設定したものです。

⑵　運動の重点

・　横断歩行者の安全確保
・　自転車と二輪車の安全利用の推進
・　飲酒運転等危険運転の根絶
・　各市町交通安全対策協議会等が決定する事項

⑶　運動の重点策定理由

ア　横断歩行者の安全確保

県内における歩行者の死者数については、前年同期比（３月末現在）で３人減の７人と減少傾向ではありますが、全体の死者数に占める割合は前年から９ポイント増加の 47％と未だ高い水準です。

歩行者死者を事故類型別でみますと、「横断中」、「その他」が最も多く、それぞれ３人もの方が亡くなられています。

自動車側には歩行者優先意識の徹底を、歩行者側には自らの安全を守るための交通行動の推進など、自動車側、歩行者側の両面から安全対策を講じる必要があります。

イ　自転車と二輪車の安全利用の推進

(ｱ)　自転車の安全利用

県内における令和３年中の自転車事故による死者数については 18 人で、前年から大幅に増加（７人増（＋63.6％））しており、県では自転車事故防止対策を重要課題に位置づけています。

本年における自転車事故による死者数については、前年同期比（３月末現在）で１人減の２人と減少しているものの、全体の死者数に占める割合は前年同期比で１ポイント増加の 13％となっています。

自転車が関連する事故では、自転車側の約２割に何らかの法令違反が認められるなど、自転車利用者に対する交通ルールの周知と法令遵守の醸成を図る必要があります。

(イ)　二輪車の安全利用の推進

夏の行楽シーズンによる交通量の増加などの理由により、例年７月から二輪車事故（死亡事故）が増加する傾向にあるので、二輪車の特性を踏まえた安全指導等、二輪車の事故防止に向け対策を講じる必要があります。

令和３年・令和４年（３月末）の交通事故発生状況（状態別）

	令和３年（３月末）		令和４年（３月末 確定値）		
状態	死者数	構成率	死者数	構成率	増減数
自動車	9	35%	5	33%	-4
バイク	3	12%	1	7%	-2
原付車	1	4%	0	0%	-1
自転車	3	12%	2	13%	-1
歩行者	10	38%	7	47%	-3
その他	0	0%	0	0%	ー
合計	26	100%	15	100%	-11

歩行者		
事故類型	死者数	構成率
横断	3	43%
背面	1	14%
その他	3	43%
合計	7	100%

自転車事故の発生状況（令和３年 12 月末）

区分		自転車事故			全事故		
		件数	死者	負傷者	件数	死者	負傷者
令和3年		3,001	18	2,943	19,382	89	24,408
令和2年		3,015	11	2,934	20,667	108	26,360
増減	数	-14	7	9	-1,285	-19	-1,952
	率	-0.5	63.6	0.3	-6.2	-17.6	-7.4
構成率	R3年	15.5	20.2	12.1			
	R2年	14.6	10.2	11.1			

※ 構成率は、全事故に占める自転車事故の割合。

過去５年（H26～H30）の二輪車事故（死亡事故）発生状況

月／年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	合計
H30	1	1	0	1	1	1	2	0	3	1	2	0	13
H29	0	0	4	1	1	1	1	5	0	3	0	1	17
H28	1	0	2	1	1	1	2	1	1	3	1	4	18
H27	0	0	1	3	3	1	4	3	1	4	0	4	24
H26	4	0	1	0	1	2	3	1	0	3	2	1	18
合計	6	1	8	6	7	6	12	10	5	14	5	10	90
平均	1.2	0.2	1.6	1.2	1.4	1.2	2.4	2.0	1.0	2.8	1.0	2.0	18.0

※　コロナ禍前の過去５年で平均値を算出

ウ　飲酒運転等危険運転の根絶

県内における飲酒運転による人身交通事故の発生は、前年同期（３月末現在）と比べ２件増加し 11 件となっております。

このように度重なる法律の改正や厳罰化にもかかわらず、飲酒運転による悲惨な交通事故が後を絶たないことから、県民意識の一層の高揚を図った上で、飲酒運転根絶に向けた取組を継続的に推進する必要があります。

２　お知らせ

⑴　しずおか・安全横断３つの柱

県・県警では「しずおか・安全横断３つの柱」と銘打ち、歩行者が自らの安全を守るための行動を呼びかけ、歩行中の交通事故防止対策を推進しています。

①　手を上げるなどして運転者に横断する意思を明確に伝える

②　安全確認をしてから横断を始める

③　横断中も安全確認をする

（別添資料１参照）

⑵　しずおか・自転車事故防止３つの柱＋１（プラスワン）」

県・県警では、従来の「自転車安全利用五則」による全国統一的な広報啓発に加えて、自転車事故の発生実態を踏まえ、「しずおか・安全横断３つの柱」と対を成すキャッチフレーズを用いて、自転車利用者に対する具体的な安全教育・指導取締りを実施しています。

①　交差点では周りに気をつける

②　一時停止場所では確実に停まる

③　急がずゆっくり走る

「＋１プラスワン」（高齢者対象）：アシスト自転車の特性（加速・車重）を理解する

（別添資料２参照）

交通安全情報

令和２年１２月　２１日
第　７１　号
静岡県警察本部　交通企画課

歩行者のマナーアップ

「しずおか・安全横断3つの柱」 大人も！

1の柱

手を上げるなどして運転手に
道路を渡りたいことを伝えよう。

「手を上げる」

「手を差し出す」

「運転手に顔を向け、意思表示」

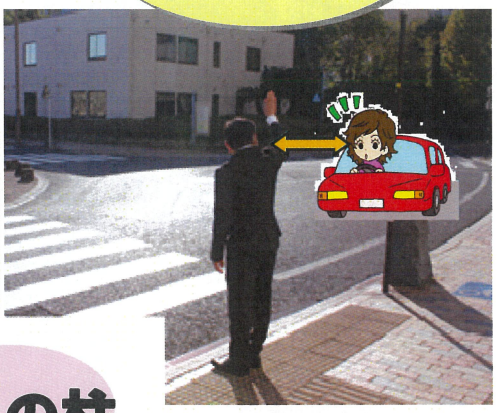

2の柱

安全確認をして
道路を渡ろう。

3の柱

渡っている時も
周りをよく見よう。

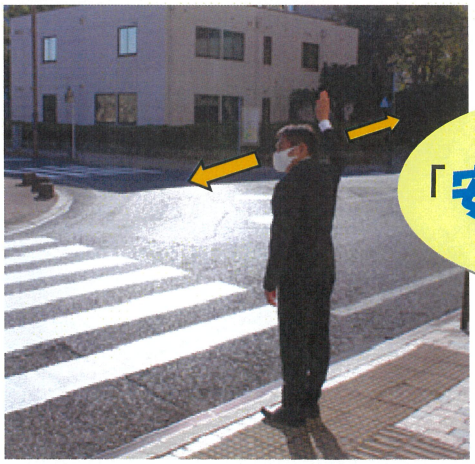

「安全確認」

静岡県警察

しずおか 自転車事故防止 3つの柱 +1（プラスワン）

1 の柱

交差点では、周りに気を付けよう！

2 の柱

一時停止場所では、しっかり停まろう！

3 の柱

急がず、ゆっくり走ろう！

高齢者の方への+1（プラスワン）

アシスト自転車の特性（加速・車重）を理解しよう！

令和４年
夏の交通安全県民運動実施要綱

《実施期間》　令和４年７月11日（月）から７月20日（水）までの10日間

《目　的》　県民一人ひとりが、安全を第一に考え、交通ルールの遵守と交通マナーの実践に努めることにより、交通事故防止を図る

《スローガン》　安全を　つなげて広げて　事故ゼロへ

《運動の重点》
1　横断歩行者の安全確保
2　自転車と二輪車の安全利用の推進
3　飲酒運転等危険運転の根絶
4　各市町交通安全対策協議会等が決定する事項

《統一主要行事》

行事名	実施日	内　　容
運動初日広報街頭指導の日	７月11日（月）	本運動の開始を広報し、期間中に行われる各種活動への取組意識を高め、県民の交通安全意識の高揚を図る。
飲酒運転等危険運転根絶の日	７月15日（金）	「飲酒運転をしない・させない」環境づくりを推進するとともに、妨害運転（いわゆる「あおり運転」）を未然に防ぐ「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性に関する広報啓発を推進する。
横断歩行者等安全対策強化の日	７月19日（火）	運転者には、横断歩道における歩行者優先義務の徹底を、歩行者には、横断歩道等の正しい利用や信号無視等の危険性の周知を図り、交通ルールの遵守を促す。

静岡県交通安全対策協議会

運動の重点に関する主な推進事項

横断歩行者の安全確保

1　子供が日常的に集団で移動する通学路や通園路等における見守り活動等の推進
2　高齢者自身が加齢に伴って生ずる身体機能の変化を理解し、安全な行動を促すための参加・体験・実践型の交通安全教育の推進
3　「しずおか・安全横断３つの柱」（①手を上げる・差し出す、運転者に顔を向けるなどして運転者に対して横断する意思を明確に伝え、②安全を確認してから横断を始め、③横断中も周りに気をつけること）等の実践による横断歩道の適正利用と信号無視等や横断禁止場所横断などの危険性の周知
4　運転者に対する歩行者保護意識の徹底を図るための交通安全教育と啓発の推進

自転車と二輪車の安全利用の推進

1　自転車の安全利用
(1)　「自転車安全利用五則」を活用した通行ルールの遵守と交差点での一時停止等安全利用の周知
(2)　定期的な点検整備による安全性を確保した自転車の利用及びヘルメットの着用促進
(3)　「静岡県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の周知による自転車損害賠償保険等への加入促進
(4)　自転車事故抑止対策の推進
　自転車による交通事故防止を図るため、「しずおか・自転車事故防止３つの柱＋１（プラスワン）」（①：交差点では周りに気をつける　②：一時停止場所では確実に停まる　③：急がずゆっくり走る「＋１プラスワン」（高齢者対象）：アシスト自転車の特性（加速・車重）を理解する）の周知・実践

2　二輪車の安全利用の推進
(1)　二輪車の特性を踏まえた安全指導
　ア　二輪車の走行実態や交通事故の発生状況を踏まえた交通安全教育の推進
　イ　体で安定を保ちながら走行することや、停止すれば安定性を失うなど、構造上の特性を踏まえた交通安全教育の推進
(2)　被害軽減対策の重要性に関する広報啓発活動の推進
　ア　ヘルメットの着用等基本的な交通ルールを遵守することの重要性についての広報啓発活動の推進
　イ　体の露出を控えた服装の徹底と、エアバッグジャケットやプロテクターの着用に関する広報啓発活動の推進
(3)　行楽期における二輪車事故防止に向けた広報啓発活動の推進

飲酒運転等危険運転の根絶

1　飲酒運転の根絶
(1)　交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動等による、飲酒運転等を絶対に許さない環境作りの推進
(2)　飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底及びハンドルキーパー運動の促進
(3)　飲酒運転の悪質性・危険性の理解と飲酒運転行為を是正させるための運転者教育の推進
(4)　自動車運送事業者等の点呼時におけるアルコール検知器使用等、飲酒運転根絶に向けた取組の実施

2　妨害運転の防止
(1)　妨害運転（いわゆる「あおり運転」）の悪質性・危険性や罰則強化の周知徹底
(2)　「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性、ドライブレコーダーの普及促進等に関する啓発の推進

3　ながら運転の防止
　スマートフォン等を使用しながら車両を運転する危険性と罰則強化の周知徹底

各市町交通安全対策協議会等が決定する事項

各市町交通安全対策協議会等が策定する年間事故防止重点を中心とした対策の推進